

装備品製造等基盤事業者認定要綱を次のように定める。

令和5年9月11日

防衛大臣 浜田 靖一

## 装備品製造等基盤事業者認定要綱

(目的)

第1条 この訓令は、我が国における装備品等の製造等の基盤を担う事業者を装備品製造等基盤強化資金（株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が企業活力強化貸付制度要綱（財政第489号。平成20年10月1日）、企業活力強化貸付制度要綱（平成20・09・19中庁第1号・財政第489号。平成20年10月1日）又は企業活力強化貸付制度要綱（府沖振第200号・財政第179号。平成14年3月29日）の定める条件により装備品等の製造等又は装備移転に関し貸付けを行う制度をいう。）による貸付けの対象となり得る者として認定するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）において使用する用語の例による。

(認定)

第3条 防衛大臣は、装備品等の製造等の事業を行おうとする者（既に装備品等の製造等を行っている場合にあつては、当該製造等に係る契約の状況等を踏まえ適切と認められる者に限る。）であつて、その作成する当該事業の計画（次条第1項において「事業計画」という。）が次の各号のいずれにも適合すると認められるものを、その申請により、装備品製造等基盤強化資金による貸付けの対象となり得る事業者（以下「装備品製造等基盤事業者」という。）として認定することができる。

- (1) 装備品等の製造等又は装備移転（外国企業に対する移転を含む。）に係るものであること。
- (2) 日本国内に所在する拠点において実施されるものであること。
- (3) 次に掲げる事項を記載するものであること。

イ 製造等を行おうとする装備品等の品目又は移転対象物品に係る装備品等の品目

ロ 事業の内容及び実施期間

ハ 事業に必要な資金の額及びその調達方法

ニ 事業の実施に際して他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この条において「許認可等」という。）を必要とする場合にあつては、当該許認可等を受けていることを証する事項又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした事項

2 防衛大臣は、前項の認定を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書（次項の申請書をいう。）若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、同項の認定をしてはならない。

- (1) 重大な法令違反がある者
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第2条第4項に規定する破産者、民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第1号に規定する再生債務者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社
- (3) 被告又は被告人として訴訟当事者となっているもの
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（次号において「暴力団員等」という。）
- (5) 法人等（法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。）でその役員のうち暴力団員等があるもの、暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (6) その他公序良俗に反する行為がある者
- 3 第1項の申請は、防衛大臣に対して、別記様式第1による申請書に次に掲げる書類を添付して提出させることによるものとする。
- (1) 申請者（当該申請をする者をいう。以下同じ。）の定款の写し又はこれに準ずるもの及び申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書
  - (2) 申請者の最近3期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
  - (3) 申請者が前項各号のいずれにも該当しないことを証する書類
  - (4) 第1項第3号ニの場合においては、許認可等を受けていることを証する書類又は許認可等の申請の状況を明らかにした書類
  - (5) その他必要な書類
- 4 防衛大臣は、前項の申請書を受理した日から原則として1月以内に、第1項の認定に関する事務を行うものとする。
- 5 防衛大臣は、第1項の認定をしたときは、申請者に対し、別記様式第2による認定証を交付し、その認定をしないときは、当該申請者に対し、その旨及びその理由を記載した別記様式第3による通知書を交付するものとする。

（変更の認定等）

- 第4条 防衛大臣は、装備品製造等基盤事業者が前条第1項の規定により受けた認定に係る事業計画（以下「認定事業計画」という。）の変更をしようとするときは、あらかじめ当該装備品製造等基盤事業者の申請により、防衛大臣の認定を受けさせるものとする。ただし、第5項に規定する軽微な変更については、この限りではない。
- 2 前条（第3項を除く。）の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。
- 3 第1項の申請は、防衛大臣に対して、別記様式第1による申請書に次に掲げる書類を添付して提出させることによるものとする。ただし、第2号に掲げる書類については、既に防衛大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。
- (1) 認定事業計画に従って行われる事業の実施状況を記載した書類
  - (2) 前条第3項各号に掲げる書類
- 4 防衛大臣は、装備品製造等基盤事業者が第1項ただし書の次項に規定する軽微な変更をしたときは、別記様式第4による届出書を提出させるものとする。
- 5 認定事業計画の軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- (1) 氏名又は住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更
  - (2) 認定事業計画の実施期間の6月以内の変更
  - (3) 認定事業計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額について10パーセント未満の増減を伴うもの
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、認定事業計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

（認定の取消し）

- 第5条 防衛大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の認定（以下「認定」という。）を取り消すものとする。
- (1) 装備品製造等基盤事業者が認定事業計画（前条第1項の規定による変更の認定又は軽微な変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従って装備品等の製造等の事業を行っていないと認めるとき
  - (2) 認定事業計画が第3条第1項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるとき
  - (3) 装備品製造等基盤事業者が第3条第2項各号のいずれかに該当するものとなつたと認めるとき
  - (4) 装備品製造等基盤事業者が、第7条の規定による実施状況の報告の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき

2 防衛大臣は、前項の規定により認定を取り消すときは、当該認定が取り消される装備品製造等基盤事業者に対し、その旨及びその理由を記載した別記様式第5による通知書を交付するものとする。

(公庫への回答)

第6条 防衛装備庁長官は、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下この条において「公庫」という。）から、公庫に対して借入れの申込みを行った事業者の認定の有無について照会があったときは、遅滞なく、これに回答するものとする。

2 防衛装備庁長官は、当該事業者が認定を受けている場合には、次に掲げる事項を回答するものとする。

- (1) 認定年月日
- (2) 認定番号
- (3) 装備品製造等基盤事業者の名称

(実施状況の報告)

第7条 防衛大臣は、認定を受けた装備品製造等基盤事業者に対し、必要に応じて、認定事業計画に従って行われる事業の実施状況を、別記様式第6により報告させるものとする。

(実施の支障時等の報告)

第8条 防衛大臣は、認定を受けた装備品製造等基盤事業者に対して、当該装備品製造等基盤事業者が認定事業計画に記載された事業の実施に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を報告させるものとする。

(委任規定)

第9条 この訓令の実施に関し必要な事項は、防衛装備庁長官が定める。

附 則

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。

認定申請書  
（ 新規 / 変更 ）

（文書番号）  
年 月 日

防衛大臣 氏名 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名

装備品製造等基盤事業者認定要綱（令和5年防衛省訓令第88号。以下「要綱」という。）に係る装備品製造等基盤事業者の認定を受けたいので、下記の計画をもって申請します。

記

1 名称等

申請者の氏名又は名称 : \_\_\_\_\_  
代表者の氏名（申請者が法人の場合） : \_\_\_\_\_  
資本金の額又は出資の総額 : \_\_\_\_\_  
常時使用する従業員の数 : \_\_\_\_\_  
法人番号（申請者が法人の場合） : \_\_\_\_\_  
日本標準産業分類上の該当中分類 : \_\_\_\_\_  
日本標準産業分類上の該当小分類 : \_\_\_\_\_（分類コード : \_\_\_\_\_）  
担当者の連絡先  
所属 : \_\_\_\_\_  
氏名 : \_\_\_\_\_  
電話番号 : \_\_\_\_\_  
電子メールアドレス : \_\_\_\_\_

2 事業の種類

（ 装備品等の製造等 / 装備移転 ）

3 製造等を行おうとする装備品等の品目又は移転対象物品に係る装備品等の品目

品目1 : \_\_\_\_\_  
品目2 : \_\_\_\_\_  
品目3 : \_\_\_\_\_  
品目4 : \_\_\_\_\_  
品目5 : \_\_\_\_\_

※ 6以上の品目に係るものである場合は、「品目5」の次に、欄を追加して記載すること。

（次頁に続く）

4 事業の内容

※ 文章、図表等を用いて記載してください。

※ 紙幅の都合等により要すれば、「別添のとおり」と記載し、別添を付してください。

5 事業を実施する拠点及びその所在地

拠点 : \_\_\_\_\_  
拠点の所在地 : \_\_\_\_\_

6 実施期間

\_\_\_\_\_年 月 日 ( ) ~ \_\_\_\_\_年 月 日 ( )

(次頁に続く)

## 7 事業に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：円)

事業に必要な資金	事業計画の実施の開始からの年数			
	1年目	2年目	3年目	…
運転資金				
自己資金				
金融機関借入				
政府系金融機関				
上欄のうち(株)日本政策金融公庫				
〃 沖縄振興開発金融公庫				
民間金融機関				
補助金等				
その他				
設備資金				
自己資金				
金融機関借入				
政府系金融機関				
上欄のうち(株)日本政策金融公庫				
〃 沖縄振興開発金融公庫				
民間金融機関				
補助金等				
その他				

※ 欄が不足する場合は、適宜追加して記載すること。以下同じ。

## 8 設備投資の計画

(単位：円)

連番	導入年度	設備の種類	金額 (単価)	数量	金額 (合価)
⋮					

(次頁に続く)

9 許認可等が必要となる場合において、得ている許認可等又はその申請の状況

---

10 その他

以上

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 変更の認定を申請する場合には、変更前及び変更後の内容を併記するものとする。

添付書類

番号	添付書類の種類	省略（変更時）
1	定款の写し又はこれに準ずるもの	
2	登記事項証明書（申請者が登記をしている場合）	
3	最近3期間の事業報告の写し又はこれらに準ずるもの	
4	最近3期間の貸借対照表又はこれらに準ずるもの	
5	最近3期間の損益計算書又はこれらに準ずるもの	
6	要綱第3条第3項第3号に掲げる書類	
7	要綱第3条第3項第4号に掲げる書類	
	（その他必要な書類を記載。）	

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 変更の認定を申請する場合には、添付書類のうち省略するものの欄に「省略」と記載する。

認定証  
( 新規 / 変更 )

文書番号  
年 月 日

氏名又は名称 殿

防衛大臣 氏名

年 月 日付け申請について、装備品製造等基盤事業者認定要綱（令和5年防衛省訓令第88号）第3条第1項（変更の認定を申請した場合には、第4条第1項）の規定に基づき、当該申請に係る事業計画が同項各号のいずれにも適合するものと認めることから、下記のとおり、貴殿を装備品製造等基盤事業者として認定します。

なお、今後、この認定に係る事業計画（以下「認定事業計画」という。）の変更をするときは、あらかじめ申請し、改めて認定を受けなければならない、又は、軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を届け出なければなりません。

また、認定事業計画に従って行われる事業の実施状況についての報告の求めを受けた場合には、これを報告し、又は、認定事業計画に記載された事業の実施に著しい支障を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められた場合には、遅滞なくその旨を報告してください。

記

1 認定年月日

年 月 日

2 認定番号

3 申請者の氏名又は名称

4 申請者の住所

以上

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 申請のあった認定申請書及び添付書類の写しを添付する。

不認定通知書  
（ 新規 / 変更 ）

文書番号  
年 月 日

氏名又は名称 殿

防衛大臣 氏名

年 月 日付け申請について、下記の理由により認定しないものとします。

記

不認定の理由

---

以上

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

認定事業計画の軽微な変更の届出書

(文書番号)  
年 月 日

防衛大臣 氏名 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名

年 月 日付け認定について、装備品製造等基盤事業者認定要綱（令和5年防衛省訓令第88号）第4条第4項の規定に関し、下記のとおり、認定事業計画の軽微な変更を行った旨を届け出ます。

記

1 認定番号

---

2 変更事項

---

3 変更事項の内容

(変更前)	(変更後)

以上

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

認定取消通知書

文書番号  
年 月 日

氏名又は名称 殿

防衛大臣 氏名

年 月 日付け認定について、下記の理由により取り消します。

記

1 認定番号

---

2 認定の取消しの理由

---

以上

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

認定事業計画の実施状況の報告書

（文書番号）

年 月 日

防衛大臣 氏名 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名

年 月 日付け認定について、装備品製造等基盤事業者認定要綱（令和5年防衛省訓令第88号）第7条の規定に関し、下記のとおり、認定事業計画の実施状況を報告します。

記

1 認定番号

\_\_\_\_\_

2 事業の種類

（ 装備品等の製造等 / 装備移転 ）

3 製造等を行う装備品等の品目又は移転対象物品に係る装備品等の品目

品目1 : \_\_\_\_\_

品目2 : \_\_\_\_\_

※ 3以上の品目に係るものである場合は、「品目2」の次に、欄を追加して記載すること。

4 装備品等の製造等又は装備移転の実施状況

※ 文章、図表等を用いて記載してください。  
※ 紙幅の都合等により要すれば、「別添のとおり」と記載し、別添を付してください。

以上

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。